

上記事件について、広島高等裁判所松江支部で平成 31 年 4 月 24 日(水)に判決言渡があり、控訴棄却となった。また、弁護士と協議し、総合的に判断した結果、上告を行わないこととした。

## 1 裁判結果

平成 30 年(ネ)第 17 号 境界確定本訴請求、所有権確認反訴請求控訴事件  
[原審・鳥取地方裁判所倉吉支部 平成 26 年(ワ)第 65 号、平成 27 年(ワ)第 52 号]

- (1) 控訴人 琴浦町
- (2) 被控訴人 琴浦町内在住者 外 12 名
- (3) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 裁判費用は控訴人(琴浦町)の負担とする。

※判決は、令和元年 5 月 11 日(土)に確定となった。

## 2 本判決の概要

- (1) 境界線に関する判断について

基本的に一審判決と同様の理由です。本件水路が開設された土地は方見神社の境内ではなく、かつての道路内であったと認定しています。また、証人の証言は、いずれも、そうであれば当然に行われているはずの分筆登記がされていないことから、信用性が高いとはいえないと判断されています。加えて、被控訴人ら主張線を境界と認めています。

- (2) 土地所有者(亡)について

地籍調査推進委員としても所有者としても立ち会った客観的証拠はないとされています。

- (3) 地籍調査票、地籍調査結果閲覧票等の記載について

現地調査の立会者の資格確認自体が極めて杜撰であったと評価され、現地立会を裏付けるのに不十分とされています。

## 3 今後の対応

- (1) 裁判費用の支払及び町の弁護士費用の精算
- (2) 地図訂正の登記

被控訴人が地図訂正の登記を行い、町は登記完了に基づいて固定資産税(基準日 1 月 1 日)の課税を変更する。

※判決に基づく境界の確定は、地図訂正の登記が必要(地籍調査事業の修正ではない)。